

高島の木の家づくりネットワーク会員の責務

高島の木の家づくりネットワークの会員（以下「会員」という。）は、高島の木の家づくりネットワーク会則第4条の事業を円滑に行うため、共通認識の基次の責務について相互に協力し遵守するものとする。

1.会員の共通認識

(1) 高島の木の家づくりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）のレベルアップを図る。

- ①ネットワーク活動を通して、会員相互が技術や知識の向上を図る。
- ②ネットワーク活動においては、ネットワーク全体がレベルアップするよう心がける。
- ③会員相互の長所や特技が活かされるように工夫する。
- ④会員相互の情報交換や技術伝達を積極的に行う。

(2) ネットワークと消費者との信頼関係を構築する。

- ①高島の木の家づくり相談窓口や行政によって斡旋された業務については、ネットワークが消費者に認められる大切な機会であることから、会員間の利益競争はせず、業務の質の向上を最優先とする。
- ②会員が単独の利益追求のためにネットワークの他の会員を排除し、またはネットワークの品位を妨げる言動を行ってはならない。
- ③外部への営業に多大な時間や経費を投資することなく、相談窓口で相談が発生する状態になることを目指し、ネットワークが消費者全体に認められ、信用を得られることを最優先とする。

(3) 営業努力および販売促進を図る。

- ①「高島の木の家」の営業や販売が円滑に進むよう、会員は事務局に対して積極的に情報提供を行う。
- ②コーディネーターの営業に頼らず、各会員が営業者としての意識を持ち、営業努力を行う。

2. 「高島の木の家」づくりを行うにあたっての各会員の責務

(1) 「高島の木」に関する説明責務

「高島の木」の下記の点について、各会員が持っている情報や知見を、お客様および各会員に風通し良く相互に説明し話し合う事によって、木材、特に「高島の木」に対して総合的で豊かな情報を共有する。

ただし、特に施主に対しては、推測等による不正確な情報を提供してはならない。

①建築用材としての性質

- ・設計者は、主に木材の化学的物理的特性やデザインの側面について
- ・施工者・製材品生産業者・素材生産業者は、主に木材の物理的経験的特性やデザインの側面について
- ・素材生産業者は、主に木材が生産される土壌や気候風土などの特性について

②環境や地域とのかかわり

- ・生物に必要な大気の造成やCO₂の固定に関して深く関連すること
- ・近畿の水源である琵琶湖の水質や水生動植物の保全に深く関連すること
- ・水質や水生動植物への生産的経済的な関わりが地域の持続的な生活や環境の維持に深く関連すること

(2) 設計にあたっての責務

①施主に対して

施主の想いや暮らし方およびし好を最大限重視し、それを実現する設計を行う。家に暮らしをあてはめるのではなく、暮らしに合わせた家づくりに留意する。このため、設計者の想いや好みを押しつけないものとするが、施主の想いや暮らし方およびし好を十分に把握し、施主との信頼関係を築いた上で、よりよい暮らし方やデザインを提案することができる。

また、施主に対して、「高島の木」についての十分な説明を行いつつ「高島の木」の利用を促進するとともに、よりよい「高島の木の家」らしさを表現し、木の長所を活かした設計に心がける。

②施工者に対して

施工者の施工技術を最大限重視し、円滑に施工できるよう配慮した設計を行う。特に、実施設計の内容においては、担当する施工者と十分に協議を重ね、施工者のアイデアと施主の要望の適切なコーディネートを行う。

なお、施工者の技術を十分に把握し、施工者との信頼関係を築いた上で、より質の高い施工を求めた設計をすることができる。

また、「高島の木」の特に生産的・流通的・生物学的・デザインの側面については、施工者・製材品生産業者・素材生産業者の知見を十分に理解して設計に反映する。

監理については、特に目に見えにくい部分の施工について重点的に行いつつ、よりよい施工方法について施工者と十分に協議を重ねる。

(3) 施工にあたっての責務

① 施主に対して

施主に対して施工の説明を十分に行うとともに、施主の暮らし方や想い、要望等を積極的に聞き取って把握する。

② 設計監理者に対して

設計者より、設計の意図および施主の暮らし方や想い、要望等を十分に聞き取り、よりよい施工方法を工夫する。さらに、実施設計における設計者と施主の協議に参加し、より質が高く、施主がより満足できる建築物をつくるために、木の活かし方などについて設計者に前向きな提案を行う。

③ 家づくりについて

- ・地域の活性化と移動のエネルギーの低減につながるよう、地元の協力業者と共に工事を進める事に努める。
- ・工事現場では、元請業者・協力業者を問わず、「高島の木の家づくり」をしているという認識を徹底させ、施工品質の適正化・お客様に対しての適切な施工状況の説明に努める。
- ・「高島の木の家づくり」のブランド価値の維持につながる、適切なアフターサービスに努める。

④ 「高島の木」の取り扱いについて

- ・「高島の木」一本一本が、顔の見える安心な商品として流通するよう、生産地の履歴を明確にする。
- ・「高島の木」の性質を十分に把握した上で、木の長所を十分に活かした施工を行う。
- ・「高島の木の家」の木工事を通して、自然乾燥材を活かした伝統的な木組みの技術を次世代に伝え、市内外に発信する。さらに、金具を使用しない手刻み加工の技術向上に努める。
- ・高島の木は、できるだけ見える場所に使用するように配慮する。

(4) 製材品生産にあたっての責務

- ・「高島の木」一本一本が、顔の見える安心な商品として流通するよう、生産地の履歴を明確にする。
- ・適切な自然乾燥期間を確保する。
- ・設計仕上り寸法が確保できるよう、施工者とのフィードバックを重ね、一般的及び個別材対応の適切な歩増しの手法を確立する。
- ・栈積みの間隔等を研究し、合理的な自然乾燥が行える手法を確立する。

(5) 素材生産にあたっての責務

- ・特別な場合を除き、皆伐は行わず、林地の環境に十分配慮する。
- ・「高島の木」一本一本が、顔の見える安心な商品として流通するよう、生産地の履歴を明確にする。
- ・林地にて適正な葉枯らし乾燥を行う。
- ・玉切り長さについては、立木の有効な利用を考えるとともに、各年度末には、消費数量の統計的な数値を確認して、次年度に適切にフィードバックする。